

市第 105 号議案 横浜市消費生活総合センターの指定管理者の指定について

施 設 名	横浜市消費生活総合センター
指 定 候 補 者	財団法人 横浜市消費者協会（理事長 日和佐 信子） 横浜市港南区上大岡西一丁目 6 番 1 号 < 業務内容 > ・消費生活に関する講座・講演会開催、啓発資料発行 ・消費生活に関する相談及び苦情処理 ・消費生活に関する商品テストその他商品の実習 ・消費生活に関する資料の収集及び展示 ・消費生活に関する情報の収集及び提供 ・消費者の主体的な活動支援のための施設の提供 等 () 横浜市消費生活総合センターの指定管理者（平成 18 年度～平成 22 年度）
指 定 期 間	平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで（5 年間）
応 募 団 体 数	1 団体（選定方法は非公募による*） * 法律知識等の専門知識等の高度な専門性のみならず、消費者支援、事業者と交渉するための中立性・公共性が求められ、また、次期指定期間中に他の担い手が実質的に存在しないため
選 定 委 員 会 開 催	平成 22 年 7 月 12 日 第 1 回 委員長の選任、指定管理者の選定について、 指定管理者に求める業務の基準等について 平成 22 年 9 月 10 日 第 2 回 応募団体への公開ヒアリング、総合審査、 審査結果報告書の作成について
選 定 委 員 会 構 成	5 名（学識経験者 1、有識者 1、経営有識者 2、消費者 1）